

第16回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日(月) 午前9時30分から午前10時05分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 職員会館2階 第1会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第16回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、2件の申請がっております。
 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番案件は、貸借されていた〇〇さんに売買でまとめたものでございます。

 2番案件は、親子間による贈与でございます。〇〇市の認定農業者で、〇〇市にも同様の申請が出ているのを確認しております。

 いずれも3条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。

 審議の程よろしくお願いいたします。

議長 地区担当委員の意見を伺いたいと思います。

 1番を6番委員お願いします。

6番委員 〇〇さんは周辺農地を耕作されている認定農業者であり、耕作実績も有られますので問題ありません。

議長 ありがとうございます。

 2番を7番委員お願いします。

7番委員 現地を確認しましたが、きれいで管理が行き届いた農地でありました。

議長 ありがとうございます。
では審議に入ります。事前には事務局に質問は寄せられていないようですが、何かご意見はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、無いようですので採決に入ります。
まず、1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で1番案件は許可することに決定します。

議長 続いて、2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で2番案件は許可することに決定します。
続いて、

議案第2号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 議案第2号については、編入1件2筆の申請がっております。
なお、この案件は、5番委員に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないため、5番委員は退室をお願いします。

— 5番委員退室 —

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
対象地は、この春、規模拡大のため農地取得による3条許可を出したところでございます。今後の栽培計画で各種補助利用を検討するなか、農用地、いわゆる青地であることが条件のものもあるため、今回の編入申請となったものと聞いております。
ご審議のうえ、ご意見の取りまとめの程、よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
案どおり編入することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成ということで、意見は特に支障なしとすることに決定いたします。

議長 5番委員の入室をお願いします。
—5番委員入室—

議長 特に意見はなく決定しました。
それでは報告へ進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。

9番委員 3番についてですが、転用ではなく農地のままではできなかったのでしょうか。

事務局 学校法人での農地取得は可能です。このことについては、代理人である行政書士と申請事前協議の際、申請地が市街化区域内の道路沿いにある土地であることから、将来、駐車場等の利用変更時は転用提出が必要であること旨を説明し、申請人と協議された結果、学校用地としての転用申請があったものです。

9番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。
次に、

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
次の

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第3号を終わります。
次の

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
いずれも登記地目整理のための申請でございます。以上です。

議長 説明がございましたが、何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告4号を終わります。

議長 以上で報告事項第1号から第4号までを終わります。
これをもちまして、第16回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上